





# ねらい

子どもは、生まれながらにして一人ひとりがかけがえのない存在です。  
 名古屋の子どもたちが、かけがえのない存在として愛情と理解を持って生まれ、自分に自信をもち、安心して豊かに生きていくこと、また、一人ひとりの個性や意見が尊重されること、子ども同士のかかわりやさまざまな人とのふれあい、体験を通して他を思いやる心やルールを守るなどの社会性を身につけ、健やかに育ち、自立していくことが社会全体の願いです。  
 そのためには、子どもにとって大切な権利を確認し、その保障のための市、保護者、地域住民等、学校等関係者、事業者の責務と、市の基本となる取組を定めることが必要だと考えます。  
 そして、子どもが健やかに育ち、子どもを社会全体で支援するまちの実現を目指します。



# 子どもとは

「子ども」の年齢の範囲は、概ね18歳未満とします。  
 しかしながら、未成年者(18歳、19歳)について、現実に支援を必要とする場合もあることから、施策の推進にあたっては、18歳以上の者についても、必要な配慮がなされるものとします。



# 子どもにとって大切な権利

子どもの権利については、児童の権利に関する条約で、「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」の4つに分類されています。本市では、この条約を基本とし、名古屋の子ども達の現状を踏まえ、特に大切にされるべき権利として明らかにする必要があります。また、子どもにとって大切な権利は、子どもの成長・発達段階に応じたものであり、障害や民族、国籍、性別などにかかわらず、すべての子どもに保障されるものでなければなりません。

## 安心して安全に生きる権利

- ① 命が守られ、安全な環境で安心して生きること。
- ② かけがえのない存在として愛情と理解をもって生まれること。
- ③ 健康な生活が守られ、適切な医療が提供されること。
- ④ あらゆる暴力や犯罪から守られること。
- ⑤ あらゆる差別や差別によって不利益を受けないこと。
- ⑥ 年齢や発達にふさわしい生活ができること。

## 一人ひとりが尊重される権利

- ① 個性が認められ、人格が尊重されること。
- ② 自分の考えを自由に持ち、表明し、行動できること。
- ③ 信頼され、自分の意思が尊重されること。
- ④ プライバシーや名誉が守られること。
- ⑤ 自分の持っている力を発揮できること。

## 豊かに育つ権利

- ① 年齢や発達に応じて学ぶこと。
- ② 遊んだり、休んだり、のびのび育つこと。
- ③ さまざまな人や自然とのふれあいや多彩な文化の中で、共生すること。
- ④ 社会とのかかわりの中で他者と共生しながら、責任ある社会の一員として、自立していくこと。

## 主体的に参加する権利

- ① 意見表明ができ、尊重される機会が与えられること。
- ② 自分たちに関わることを決めることについて自分たちの意見が反映されること。
- ③ 意見表明のために、必要な情報の提供や支援を受けられること。

# 子どもの権利を保障する責務と市の推進体制

## 学校等関係者

- 学校等関係者は、子どもが主体的に育ち、学ぶ環境づくりに努めなければなりません。
- 学校等関係者は、子どもの身近にいる大人であることを自覚し、虐待、体罰、いじめなどから子どもを守るため、関係機関と連携し解決にあたるよう努めなければなりません。
- 学校等関係者は、子どもが子どもの権利について理解し、意見を表明する機会を設け、支援に努めなければなりません。



連携・協働

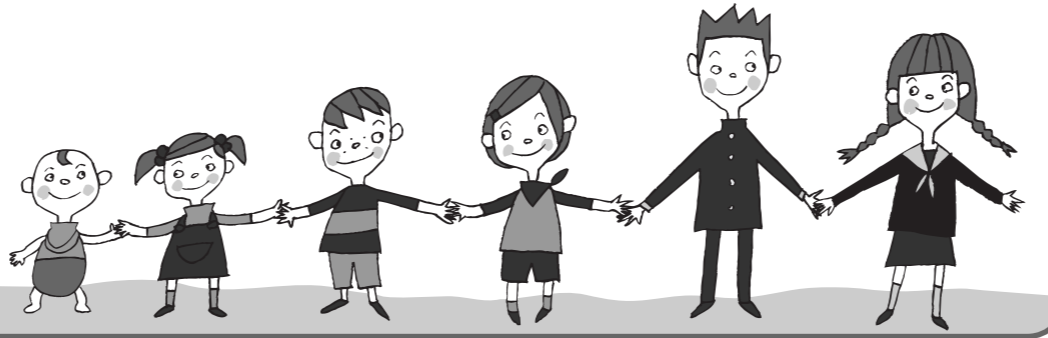
## 事業者

- 事業者は、その社会的影響力と社会的責任を認識した事業活動を行うとともに、若年層の就労支援、従業員に対する人材育成及び社会人としての教育に努めなければなりません。
- 事業者は、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の観点から、子育て期の従業員が仕事と子育てとを両立できるよう職場環境づくりに努めなければなりません。
- 事業者は、従業員に対し仕事と子育てを両立させるための働き方に対する意識の向上や、子どもや子育て家庭を支援する社会的な取組に参加・協力することを促すよう努めなければなりません。



連携・協働

## 子どもたち



## 保護者

- 保護者は、子どもの養育及び発達に関する第一義的な責任を有し、子どもを守り育てなければなりません。
- 保護者は、子どもにとって最善の方法は何かを考え、子どもの年齢と発達に応じた養育に努めなければなりません。



連携・協働

## 地域住民等

- 地域住民等は、地域のさまざまな人や自然や社会や文化とのかかわりの中で、子どもの豊かな人間性が育まれることを認識し、子どもの支援に努めなければなりません。
- 地域住民等は、虐待など暴力や犯罪などから子どもを守り、安全で安心な地域づくりに努めなければなりません。
- 地域住民等は、子どもが地域社会の一員であることを認識し、子どもとともに地域活動を行うよう努めなければなりません。



連携・協働

## 名古屋市

- 市は、子どもの権利を保障するため、子どもにとって最善の方法は何かを考え、子どもに関する施策を推進しなければなりません。
- 市は、子どもの権利を守り、子どもを支援するため、保護者、地域住民等、学校等関係者、事業者がそれぞれの責務を全うするよう、必要な支援や連携を図らなければなりません。
- 市は、国、県及び子どもに関わる関係機関と相互に連携し、協働しなければなりません。
- 市は、子どもに関する施策を実施するため、財政上の措置その他の必要な措置を講じなければなりません。

### 推進体制の整備

### 子ども総合計画の策定と公表、評価

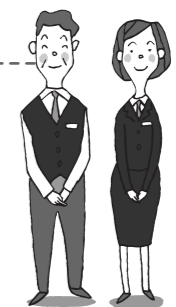
子どもなど市民の意見を聴いて、子ども総合計画を策定し、市民に分かりやすく公表します。また、その結果を評価し、公表して意見を聴きます。

### 推進協議会の設置

重要な事項を調査審議し、推進するため、推進協議会を置きます。

### 拠点施設の設置

総合的な拠点施設を設置します。



子どもたち自身が互いの権利を尊重し、責任ある社会の一員として育つよう社会全体で支援します！





## 子どもに関する基本的な市の取組

子どもの権利と子どもの権利を保障する責務を踏まえ、市は次のような子どもに関する基本的な取組を行います。

### 1 子どもの権利の普及等

- 市は、子どもの権利とその保障や、子どもに関する施策を推進するための調査及び研究に努めます。
- 市は、この条例と子どもの権利について、市民の関心や理解を深めるため、広報することやその普及に努めます。

### 2 虐待、体罰、いじめなどの防止及び救済

- 市は、保護者、地域住民等、学校等関係者、関係機関と相互に連携、協働し、虐待、体罰、いじめなどについての防止、相談、救済のための措置を講じます。

### 3 子どもへの支援

- 子どもの居場所づくり**  
市は、保護者、地域住民等、学校等関係者と相互に連携、協働し、子どもが安心して安全に過ごすことができる居場所づくりを進めます。
- 遊びや体験の場づくり**  
市は、子どもが自然や地域社会とのふれあいの中で豊かに育つことができるよう遊びや体験の場を提供します。
- 社会的自立への支援**  
市は、保護者、地域住民等、学校等関係者、事業者と相互に連携、協働し、子どもが社会に認められ、他者と共生し、責任ある社会の一員として自立できるよう支援します。

### 4 子どもの参画活動の促進

- 市は、子どもに関わることを決めるときに、子ども会議など、子どもが主体的に参画し、意見表明し、子どもの意見が反映される仕組みをつくります。

### 5 子育て家庭への支援

- 市は、保護者、地域住民等、学校等関係者、事業者と相互に連携、協働し、保護者が子どもの養育及び発達に関する第一義的な責任を果たし、子どもが安心して暮らせるよう子育て家庭を支援します。

### 6 他の施策との連携

- 市は、子どもに関する施策を推進する際には、子どもの成長・発達の連続性を考慮し、20歳以上の若者の自立支援などの他の施策と十分な連携を図り、一体的に推進します。



古紙パルプ配合率70%以上・白色度70%の再生紙を使用しています。

## 「子どもの権利を保障し、子どもを社会全体で支援するための基本的な考え方」について



### 市民の皆様のご意見を募集します。

#### 1 資料の配布場所等

区役所情報コーナー、支所、市民情報センターなど

名古屋市公式ウェブサイト

(<http://www.city.nagoya.jp/>の名古屋市政>パブリックコメントのページ)

点字版・音声変換用テキストを希望される方は、子ども青少年局子ども未来課へお問い合わせください。

#### 2 募集期間

平成19年11月29日(木)～平成19年12月28日(金)必着

#### 3 提出方法(裏面のご意見記入用紙をご利用ください。)

- ・郵送、ファックス、電子メールでお寄せいただくか、直接お持ちください。(電話など口頭でのお申し出は、受付できませんのでご了承ください。)
- ・意見の提出にあたっては、住所・氏名をご記入ください。
- ・任意の様式にご記入いただいても結構です。

#### 4 提出された意見の公表について

募集締切後、皆様からお寄せいただいたご意見の内容につきましては、本市の考え方とあわせて公表する予定です。

なお、ご意見に対する個別の回答はいたしませんのでご了承ください。

#### 5 提出先・お問い合わせ先

裏面を参照ください。



#### 個人情報の取扱いについて

- 1 個人情報の取扱いには十分注意し、個人等が特定できるような内容は掲載しません。
- 2 住所、氏名、電子メールアドレスなどについては、名古屋市個人情報保護条例に基づき、他の目的に利用・提供しないとともに適正に管理します。